

## 一般社団法人木材表示推進協議会の違法伐採対策に関する自主的行動規範

一般社団法人木材表示推進協議会

制定平成 18 年 3 月 31 日

平成 26 年 6 月 25 日改訂

令和 6 年 9 月 25 日改訂

平成 17 年 7 月に英国で開催された G8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

「木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることを目的」とするとして活動をはじめいち早く自主行動規範を作成した木材表示推進協議会は、一般社団法人木材表示推進協議会（以下本協議会という）となるにあたって、改めて、違法伐採対策に関する自主的行動規範を確認し、ここに公表する。

（違法伐採に対する反対）

1 本協議会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

2 本協議会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進）

3 本協議会は、木材製品の樹種、原産地、加工の種類とともに、合法性、持続可能性を表示することにつとめ、これらの証明された木材・木材製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力する。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

4 本協議会は、林野庁が策定、公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、当団体の会員企業の認定を行い、その供給の促進に努める。

（他の団体との連携）

5 本協議会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及び NGO 等との連携を図る。

（情報の公開）

6 本協議会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。